独立行政法人労働者健康安全機構　平成29年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第１項の規定により、平成29年３月29日付けをもって厚生労働大臣の認可を受けた独立行政法人労働者健康安全機構中期計画に基づき、同法第31条の定めるところにより、次のとおり、平成29年度の業務運営に関する計画を定める。

平成29年３月31日

独立行政法人労働者健康安全機構
理事長　　有賀　徹

第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

Ⅰ　労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項

１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

（１）統合効果を最大限に発揮するための研究の推進

労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供などを着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究（以下「重点研究」という。）として、引き続き、以下の５分野について、工程表に基づき取り組む。

①　過労死等関連疾患（過重労働）
②　石綿関連疾患（アスベスト）
③　精神障害（メンタルヘルス）
④　せき損等（職業性外傷）
⑤　産業中毒等（化学物質ばく露）

重点研究の５分野を推進するため、これらに関連する研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用及び獲得に努める。

また、平成28年度に設置した関係者による協議会において、重点研究５分野に関する進捗管理、意見交換等を行う。さらに、協議会だけでなく、研究成果を公表する調査研究発表会の開催、基礎研究者と臨床研究者との間でグループディスカッションを実施する等により、基礎研究者と臨床研究者との間で十分で活発な意見交換や意思疎通による交流を図る。その際には、テレビ会議システム等も最大限活用する。

なお、重点研究の５分野については、平成28年度に作成・公表した各分野の工程表に基づき、成果を得るべく、着実に実施する。なお、必要に応じて工程表の

見直し、新規研究の立ち上げ等の検討を行う。

また、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、研究グループの垣根にとらわれることなく、臨機応変に研究員を配置するなど、研究員の柔軟な配置等に配慮する。

（２）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施

ア　現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施

（ア）安衛研が主催する講演会や業界団体の研究所視察等の機会を活用し、また、安衛研の研究員自らが労働現場に赴くよう努めることにより、調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握する。

労働災害又は職業性疾病の発生を端緒とする調査研究や労働現場における調査を伴う研究の企画・立案を積極的に進める。研究課題の評価においては、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査する。

（イ）労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用し、労働現場のニーズや実態を的確に把握する。

（ウ）厚生労働省安全衛生部との間で連絡会議を開催し、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行う。

（エ）産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。

イ　社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施

社会的・行政的ニーズを踏まえ、重点研究の５分野と連携を図りつつ、以下の調査研究業務を実施する。

また、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を生かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施する。

過労死等調査研究センターにおいては、過労死等の事例・要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関し、調査研究を着実に推進する。

（ア）プロジェクト研究

下記に示す研究課題を実施する。

また、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、適宜研究内容の見直し等を行い、内部評価委員会及び外部評価委員会における評価を受けて機動的に研究を実施する。

（新規課題）

・大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究

・医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究

（継続課題）

・数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究

・山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究

・テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証

・諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討

・防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究
・化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究
・労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究

（イ）基盤的研究

安衛研の研究基盤を充実させるための基礎的研究、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究等41課題(別紙１)を実施する。

また、重点研究５分野と必要に応じ連携を図りつつ実施する。

（ウ）行政要請研究

厚生労働省からの要請に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、第12次労働災害防止計画を踏まえて、行政施策の科学的根拠となる報告書等を適宜提出する。

平成29年度に開始するプロジェクト研究については、中期計画に示した目指すべき成果についての目標の下、研究目的、実施事項、到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。

さらに、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を公表する。

また、年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められる事案が発生した場合には、これに対応するためのプロジェクト研究課題を適宜立案し、又は実施中の研究課題を見直し、内部評価委員会及び外部評価委員会の事前評価を受けて当該研究を機動的に実施する。

平成30年度に開始するプロジェクト研究の立案に当たっても、潜在的な労働災害の減少や事業場の安全衛生水準の向上や行政施策に対し、どのように貢献するか目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、内部評価委員会及び外部評価委員会の事前評価を受け、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を作成し、公表する。

なお、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、以下に基づき実施する。

① 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する。

② 競争的研究資金の活用を図る。競争的研究資金の活用に当たっては、若手研究者の育成に配慮する。

③ 開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じて、広く普及されるよう努める。

（３）労災疾病等に係る研究開発の推進

ア　労災疾病等に係る研究開発の推進

中期目標に示された３領域については、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の５分野と連携を図りつつ、運動器外傷機能再建については研究計画書に沿って研究を遂行するとともに、これまでの研究により得られた成果については普及活動を実施し、業績評価委員会医学研究評価部会

において評価を受ける。

また、新たな研究テーマについて検討を進めるとともに、研究計画書を作成したテーマについては、業績評価委員会医学研究評価部会において事前評価及び医学研究倫理審査委員会において倫理審査を受け、順次研究を開始する。

イ　過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進

平成28年度までに開発された14件の予防法・指導法については、リーフレットの作成等により普及啓発を図るとともに、平成29年度から新たに開始するテーマにおいても重点研究の研究結果等も踏まえつつ、指導を実践するとともに、事例の集積を行う。

また、予防法・指導法の開発については、18件行う。

ウ　行政機関等への貢献

①　国が設置する委員会等への参画

労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。

②　労災認定に係る医学的意見書への取組

労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。

③　医学的知見の提供

第３期中期計画期間の労災疾病等医学研究を通じて得られた医学的知見については、報告書を作成し速やかに行政機関に情報を提供する。

④　アスベスト関連疾患への対応

アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修会を開催する。

また、肺内の石綿小体及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

⑤　うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

（４）データベースの構築等

ア　研究部門の充実

研究成果の取りまとめにおいては、疫学・統計・公衆衛生の専門家であるコーディネーターに指導・助言を求めた上で行う。

イ　病職歴データベースの整備・活用等

病職歴データベースの更なる集積と基本解析等を進め、研究者へ周知することにより、研究での利活用を促進する。

ウ　症例データ収集のための連携体制の構築

国立病院や大学病院等の労災指定医療機関に所属する共同研究者と引き続き連携体制の構築を行う。

（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

ア　安衛研の研究については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月６日内閣総理大臣決定）に基づき改正された「研究評価規程」により厳正に実施する。

また、研究成果の評価に当たっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、学会発表や論文発表数など、中期計画において設定した数値目標に基づき、その達成度を厳格に評価する。

なお、評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除に留意するとともに、他の法人、大学等との共同研究については、安衛研の貢献度を明確にした上でこれを実施することとする。

（ア）内部研究評価の実施

研究業務を適切に推進するため、原則として、全ての研究課題を対象として評価を行う。評価結果については、研究計画等の修正、研究予算の査定等の研究管理に反映させる。

研究員を対象に、年度末に個人業績評価を実施する。評価に当たっては、客観性及び公正性の確保に努めるとともに、評価結果は、昇給・昇格等の人事管理等に適切に反映させる。

なお、プロジェクト研究については、追跡評価を実施する。

（イ）外部研究評価の実施

ⅰ　外部評価の実施

労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会を開催し、プロジェクト研究等を対象について評価を行う。評価結果については、研究計画等の修正、研究予算の査定、内部評価等の研究管理に反映させる。

ⅱ　外部評価の結果の公表

外部研究評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日から３か月以内に安衛研のホームページに公表する。

イ　労災疾病等医学研究の３領域については、研究・開発計画の評価を行うため外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、その評価結果を機構のホームページに公表する。

２　労働災害の原因の調査の実施

（１）労働災害の原因調査等の実施

行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を迅速かつ的確に実施する。

また、災害調査等の迅速な実施のため、緊急時も含めた連絡体制を整備する。

（２）原因調査結果等の報告

原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を

実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。

（３）鑑定・照会等への積極的な対応

労働基準監督機関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定嘱託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。

（４）調査内容の公表

調査実施後、一定の期間が経過し、同種災害の防止に資する観点から公表することが適当と判断される調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、安衛研のホームページ等で公表に努める。

（５）労働災害の災害調査等の高度化を図るために、原因調査等に科学的根拠を与えるための設備・機器等の整備及び重大災害や職業がんのリスク評価手法を開発する。

３　化学物質等の有害性調査の実施

日本バイオアッセイ研究センターにおいては、働く人の健康障害防止対策の推進に積極的に貢献するため、安衛法第57条の５に規定する化学物質の有害性の調査等を次のとおり実施する。

①　発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。

②　また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データの収集・分析や構造活性相関等、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討する。

③　化学物質の有害性調査の成果の普及については、ホームページへの掲載、学会発表等情報の発信を行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。

④　日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施し、高精度の報告書を提出する。

４　成果の積極的な普及・活用

重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。

（１）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

行政、公的機関、国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制定・改定等のための検討会議に安衛研の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、安衛研の研究成果等を提供する。

これらの法令・基準等への貢献については、15件以上とする。

（２）労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献

調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等について、積極的な普及・広報活動を行い、上記（１）に該当する場合を除き、３件以上が作業現場に導入されるよう努める。

（３）学会発表等の促進

国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表（安衛研刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進する。具体的には、その総数を340回以上及び340報以上とする。

（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

ア　研究成果の公開

調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。

なお、安衛研においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。また、障害者を含めた利用者に、研究所が公開する情報により容易にアクセスできるよう、アクセシビリティの向上に努める。

イ　年報、メールマガジン等の発行

平成28年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月１回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。平成28年度に終了した以下のプロジェクト研究等について、「特別研究報告(SRR)」を発行し、その研究成果を広く社会に還元する。

・労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及
・介護職場における総合的な労働安全衛生研究
・電気エネルギーによる爆発・火災の防止に関する研究

ウ　技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿

事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。

エ　ホームページの改善

ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにして、平成29年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を225万回以上得る。

（５）講演会等の開催

ア　安全衛生技術講演会を、第３四半期までに国内２都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。さらに、労働災害防止関係団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。

イ　重点研究の５分野で得られた研究成果等を普及・活用するために、分野ごと

に関連する研究者や労働安全衛生関係者等を対象にしてシンポジウム等を開催し、専門的かつ実践的なアドバイスを求める。

ウ　４月に安衛研清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。

エ　第２期及び第３期中期目標期間に得られた研究成果について、労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。

（６）知的財産の活用促進

研究成果のうち特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、特許権等の出願・維持費用、将来の収益見込み等を勘案しつつ、その取得を積極的に進める。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないもの（権利放棄の予定のあるものを除く。）については、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。

５　研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進

（１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供

勤労者医療の中核的役割を果たすため、労災疾病に関しては、他の医療機関では対応が困難な高度専門的な医療を提供することで、早期の職場復帰、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、地域の産業医等との連携を強化する。

ア　モデル医療の実践

第２期及び第３期中期目標期間に研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践する。

イ　社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。

（２）大規模労働災害等への対応

大規模災害をはじめとした災害等が発生した場合に、熊本地震も踏まえて改定した災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。

（３）病院ごとの目標管理の実施

本部と各労災病院とで協議の上、早期職場・社会復帰等に係る目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。

６　研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供

産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動への支援を効率的・効果的に実施する。

（１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修

の実施

ア　地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実

（ア）産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果に基づき、ニーズを的確に反映し研修内容の質の向上を図る。

（イ）産業保健活動に資する治療就労両立支援センター（部）が実施する医療機関等に対する治療と就労の両立支援モデル事業の成果等を事業場に対して普及させる。

（ウ）ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等のテーマを積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法及びストレスチェック実施後の職場環境改善等の実践的かつ専門的な研修を強化する。

（エ）労働災害防止計画における重点項目である、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害等のテーマを積極的に取り上げる。

（オ）中小規模事業場におけるストレスチェック制度を含むメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、若年労働者及び管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育を行う。

（カ）事業場における治療と就労の両立支援に関する意識啓発を行うため、管理監督者等を対象とした両立支援に関する教育を行う。

（キ）関係機関、業界団体等との共催方式の研修に積極的に取り組むことにより、効率的・効果的な研修の実施を図る。

（ク）産業保健関係者の実践的能力の向上に寄与するため、作業現場における実地研修、ロールプレイング方式等の参加型研修、事例検討等の実践的研修、体系的知識の習得を目的としたシリーズ研修等の充実を図る。

（ケ）利用者の利便性の向上を図るため、ホームページ、メールマガジン等による研修の案内、申込受付を行うとともに、地域の利用者ニーズに沿った開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。

以上の取組により、7,340回以上の専門的研修を実施する。

イ　自主的産業保健活動促進のためのセミナー等の実施

（ア）産業保健総合支援センターと地域窓口が連携して、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策・治療と就労の両立支援などの労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。

（イ）ホームページ、メールマガジン等によるセミナー等の案内、申込受付を行うとともに、対象者の利便性を考慮し、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。

（ウ）産業保健総合支援センターと地域窓口の連携による勧奨活動、また、事業者団体、商工団体等との連携による共催とする等効率的な実施を図る。

以上の取組により、380回以上のセミナー及び事例検討会を実施する。

（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実

ア　医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と

就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実

（ア）産業保健スタッフ等に対する専門的研修及び労働災害防止団体等関係団体が開催する研修･セミナー等を活用し､訪問指導を希望する事業場を募る等、積極的・効果的に周知・勧奨を図る。

（イ）労働局・労働基準監督署の協力を得て、訪問事業場に関する情報を入手する等、効率的に周知・勧奨を図る。

（ウ）メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェック制度の導入及びストレスチェック実施後の職場環境改善等に係る事業場への訪問支援を実施する。

（エ）作業環境管理等総合的な支援を行うため、衛生工学衛生管理者等の労働衛生工学の専門家による訪問指導を実施する。

（オ）治療と就労の両立支援の普及促進を図るため、専門家による訪問指導を実施する。

以上の取組により、25,600件以上の訪問指導及び個別訪問支援を実施する。

イ　産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施

（ア）事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談について

a　電話、メール及びFAXによる相談については、引き続き的確に対応するとともに、ホームページ、メールマガジン等を活用して、相談の利用を積極的に勧奨する。

b　面談による相談に対しては、事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努める。

c　相談者からの要請に応じて、事業場を訪問し、具体的に助言する実地相談を積極的に行う。

d　研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修のテーマ関連の相談等を積極的に受け入れる。

e　相談内容については、産業保健関係者に対する専門的研修に有効に活用する。

産業保健総合支援センターにおいては、以上の取組により、47,000件以上の相談を実施する。

（イ）小規模事業場からの相談について

a　事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努める。

b　地域窓口では対応が困難な安全衛生工学等の専門的な相談については、ワンストップサービス機能を十分発揮して、迅速・的確な対応に努める。

c　労働基準監督署をはじめとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・勧奨に努める。

d　ストレスチェックに係る労働者に対する面接指導を実施する。

地域窓口においては､以上の取組により､29,568件以上の相談を実施する。

ウ　ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成

ストレスチェック及び産業医の要件を備えた医師による面接指導等を小規模

事業場が実施した場合に費用を助成する。

（３）産業保健に関する情報の提供その他の支援

ア　本部及び産業保健総合支援センターのホームページについては、産業保健に関する総合的な情報、産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業や活動の広報等最新の情報をわかりやすく紹介する等、利便性・有益性の向上に努める。

イ　労働衛生行政上重点的に取り組むテーマ、社会的関心の高いテーマや地域窓口の活動等を掲載した産業保健情報誌を定期的に発行し、最新の産業保健情報を幅広く提供する。

ウ　メールマガジンについては､研修や相談を通じて広く購読者を募るとともに、産業保健総合支援センター及び地域窓口の行事予定等の産業保健情報を提供する。

エ　産業保健活動に関する動画を作成してホームページに掲載し、実践的かつ有益な情報を視覚的に提供する。

オ　産業保健活動に資する治療就労両立支援センター（部）が実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供する。

以上の取組により、ホームページのアクセス件数を2,132,000件以上得る。

（４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

ア　研修、相談については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては産業保健相談員等による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を85％以上確保する。

イ　利用者に対して、上記（１）から（３）に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査を実施して、有効回答のうち80％以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。

７　研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等

（１）就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進

治療就労両立支援センター（部）において、治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及するため、次のとおり取り組む。

①　研修会等の開催

両立支援コーディネーターの養成を図るため、労災病院以外の医療機関従事者等も受講対象とする研修会を開催する。

なお、研修会参加者からのアンケート結果を踏まえ、適宜カリキュラムの見直しを行い、質の向上を図る。

②　支援事例の収集

平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルを活用して、コーディネーターを中心とした支援チームにより、年間500件以上の職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。

③　医療機関向けマニュアルの作成及び普及

平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルについて、研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて普及を図る。

④　アンケートの実施

支援した罹患者にアンケートを行い、80％以上から有用であった旨の評価を得るとともに、次期医療機関向けマニュアルの改定の際にアンケート結果を反映させるためにその結果の分析等を行う。

⑤　両立支援データベースの構築

治療と就労の両立支援のモデル事業によって収集した両立支援事例等のデータベースシステムを構築する。

（２）就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援

産業保健総合支援センターにおいて行う、治療と就労の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産業保健総合支援センターと連携する。

また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行う。

８　重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度専門的医療を提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80％以上確保する。

（１）医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進を図る。

また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム等の研究開発及び成果の活用等を通じて対象患者のＱＯＬの向上に取り組む。

（２）総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携により受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努める。

また、総合せき損センターにおいて実践している高度専門的医療の手法等に関

する研修会を実施し、診断・評価、看護訓練等の事例等を紹介した冊子の配布等を通じ情報提供に努め、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行う。

９　地域の中核的医療機関としての役割の推進

（１）地域医療への貢献

所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、地域における中核病院としての役割を担いつつ、地域医療構想等において求められている病床機能を適切に選択して地域医療に貢献していく。

（２）地域の医療機関等との連携強化

ア　地域の医療機関等との連携強化

患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を72％以上、逆紹介率60％以上」を確保する。地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率を維持し、要件を適合させていく。

また、地域連携パスの導入等、地域医療への積極的な参加を図る。

イ　症例検討会等の実施

地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年間740回以上の講習を実施する。

ウ　高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。

（３）医療情報のＩＣＴ化の推進

労災病院の患者サービス向上、情報の共有化によるチーム医療の推進及び医療の質の向上と効率化を図るため医療情報のＩＣＴ化を推進する。このため経営基盤の強化に考慮しつつ電子カルテシステムについて、３病院で更新し、３病院で新規に導入する。

また、労災レセプト電算処理システムを経営基盤の強化及びシステム更改の時期も勘案し、３病院に導入する。

なお、電子カルテシステムの導入及び更新に当たっては、システムに必要とされている機能の絞り込みと入札における競争性を高めるためにコンサルタントを活用して病院機能に見合ったシステム構成とする。

さらに、研究等のために診療情報及び臨床データ等を利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図る。

（４）患者の意向の尊重と医療安全の充実

ア　病院機能評価の受審

良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価につい

て認定有効期限を迎える施設の更新に取り組む。

イ　医療の標準化と質の向上

医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進する。また、医療の質の評価等に関する検討委員会において、各労災病院の医療の質の評価等を行うことにより、質の向上に取り組む。

ウ　医療安全の充実

安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」と「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。さらに、相互チェックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。

また、医療安全の充実を図るため、すべての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年２回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。

さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。

エ　患者満足度の確保

患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90％以上、外来75％以上、入外平均80％以上得る。

（５）治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化する。また、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を3,950件以上確保する。

（６）病院ごとの目標管理の実施

「紹介率」、「逆紹介率」、「平均在院日数」について、本部と各労災病院とで協議の上、目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行うことにより、年度目標の達成を図る。

（７）労災病院の再編

ア　燕労災病院（新潟県燕市）の再編

平成28年12月26日に新潟県と締結した基本合意書に基づき、平成30年４月を目途とする燕労災病院の移譲に向けて、機構として適切な対応を行っていく。

イ　鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編

鹿島労災病院と神栖済生会病院を統合した上で済生会が運営するという鹿島労災病院と神栖済生会病院の今後のあり方検討委員会の結果報告書を受け、茨城県、神栖市等の関係機関で構成される神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会が設置されたことを踏まえ、鹿島労災病院の移譲について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう機構として適切な対応を行っていく。

10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進

（１）労働安全衛生分野の研究の振興

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」等を踏まえ、研究の一層の推進を図る。

ア　国内外の技術・制度等に関する調査

関係機関とも連携しつつ、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する情報収集及び調査・研究を行い、関係機関に提供する。

イ　労働安全衛生重点研究推進協議会

労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された「労働安全衛生研究戦略」のフォローアップを行う。

ウ　最先端研究情報の収集

効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換、セミナー・ワークショップの開催、参加等を通じて、内外の最先端の研究情報を収集するとともに、安衛研のホームページに関連情報を公表する。

エ　国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布

最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年６回、「労働安全衛生研究」誌を年２回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。

（２）労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

ア　連携大学院制度等の推進

諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進める。

イ　大学客員教授、非常勤講師等の派遣

研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。

ウ　若手研究者等の受入れ

国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。

エ　労働安全衛生機関の支援

国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。

オ　在外研究員派遣制度による研究員の派遣

研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、研究員を派遣する。

（３）研究協力の促進

ア　「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。

イ　上記アにより、研究員の派遣及び他機関研究員の受入れを毎年度あわせて60

人以上とするとともに、研究情報の相互提供を促進する。

また、産業医科大学との研究交流会を開催し、お互いの研究成果について発表を行うことにより、最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。

ウ　平成26年度にとりまとめた国際的な研究協力のあり方に基づき、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、情報交換、研究員の派遣・他機関研究員の受入れ、共同研究等を進める。

エ　世界保健機関(ＷＨＯ)から指定を受けた労働衛生協力センターとしてワークプラン(2012-2017)を推進する。

（４）国際貢献

アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼による等、機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。

Ⅱ　労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

１　未払賃金の立替払業務の着実な実施

（１）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

ア　迅速かつ適正な立替払の実施

迅速かつ適正な立替払を実施するため、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するとともに、次の措置を講ずる。

（ア）職員研修や、疑義事例検討会を定期的に開催し、審査業務の標準化を徹底する。

（イ）原則週１回の立替払を堅持する。

（ウ）各弁護士会などへの研修や日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、証明にあたっての留意点等について説明等を行うとともに、各地方裁判所の破産再生専門部（係）を訪問し、未払賃金立替払制度への協力要請を行う。

（エ）大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。

（オ）特に調査を要する事案等については、引き続き、労働基準監督署等の関係機関と一層の連携を図り、的確に対応する。

（カ）破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、破産管財人等を対象として未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。

イ　立替払金の求償

賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。

（ア）事業主等への求償等周知

立替払後、事業主等に対し、債権の代位取得及び求償権の行使について通知する。

（イ）清算型における確実な債権保全

破産事案等弁済が配当等によるものについては、破産管財人等と連携を図りながら、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インターネット等により清算・配当情報を的確に収集する。

（ウ）再建型における弁済の履行督励

民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等から、立替払の申出があった際に機構への弁済予定を確認し、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出を求め、提出がない場合には提出督励を行うとともに、計画に基づいた弁済がなされない場合には弁済督励を行う。

（エ）事実上の倒産の適時適切な求償

事実上の倒産の事案（認定事案）については、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督励、弁済の履行督励を行う。その際、一定の事案については、対象となる債権の的確な確認を行った後、必要な場合には現地調査も実施して、差押え等による回収も図る。

（２）情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。

２　納骨堂の運営業務

産業殉職者合祀慰霊式を挙行するほか、遺族からの遺骨（遺品）収蔵等に関する相談の実施、遺族への収蔵案内及び草花類の植栽等により霊堂の環境整備に取り組む。

また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場にふさわしいとの評価を90％以上得るとともに調査の結果を業務の改善に反映する。

さらに、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。

第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

１　業務の合理化

法人全体として統合効果を発揮するため、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員削減に向け、引き続き業務の効率化等を含め着実に取り組む。

29年度においては、管理部門で４人削減を行う。

各施設で研修を開催するよりも効果的かつ効率的であることから、本部主催の集合研修等を更に推進する。

独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等との医療機器等の共同購入を推進し、当該契約業務を本部へ集約化する。

また、役職員の人事・給与制度については、医療の質や医療安全、労災医療等をはじめとした救急医療等の推進のための人材の確保に考慮しつつ、機構の事業実績、社会情勢等を勘案した見直しを検討する。

また、ＷＥＢ会議の運用拡大を図るとともに、研究関連部署間において、平成28年度に導入した電子決裁を活用することにより、コスト削減を図るとともに、費用対効果を考慮の上、電子決裁の導入拡大について検討する。

２　機動的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、企画立案機能の強化等を図り、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。

３　一般管理費、事業費等の効率化

（１）業務運営の効率化による経費節減

ア　一般管理費、事業費の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、一般管理費（退職手当を除く。）及び事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については、節電及び節水による省エネルギーなど日常的な経費節減に努めるとともに、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき業務の効率化、一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費、保守料、賃借料の節減に努める。

また、安衛研との法人統合に伴い基礎・応用研究機能と臨床研究機能が一体化による相乗効果を発揮するための経費確保に努めるために、一般管理費について経費節減を含め適切に対応する。

イ　専門医療センター事業の運営

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）については、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。

（２）適正な給与水準の検証・公表

医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、平成28年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。

ア　国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。

イ　給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

（３）契約の適正化

契約については、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。

なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。

ア　「調達等合理化計画」に基づく取組

「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。

イ　競争性、公平性の確保

一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。

なお、一者応札・一者応募の改善については、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。

また、企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配布し、評価基準を明確にする。

ウ　契約監視委員会の審議等

監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受ける。

エ　共同購入等の促進

国病機構等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及び医療機器等の入手に際して、経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用する。

また、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に引き続き取り組み、業務の効率化を進める。

第３　予算、収支計画及び資金計画

１　外部資金の活用等

外部研究資金については、重点研究の５分野への活用も考慮しつつ、競争的研究資金への応募を積極的に行うとともに、業界団体や企業等に働きかけるなどにより、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図る。

また、ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等に取り組み、研究施設・設備の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化、寄附金等により自己収入の拡大を図る。

２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位ごとの予算と実績を管理する。

３　労災病院の経営改善

（１）国病機構との連携等

ア　国病機構との人材交流の一環として研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効率的活用に取り組む。

イ　高額医療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努める。

ウ　業務運営の効率化・財務内容の改善を図るため、国病機構との連携を進めつつ、他法人との連携についても検討行う。

（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。

（３）繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金については、平成28年度で解消される見込みとなっている。

なお、経営改善の取組が必要な病院については、引き続き病院との連携の下、経営指導・支援に当たっていく。

（４）医業未収金の適切な回収

医業未収金について、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りながら、医業未収金の新規発生防止への取組のより一層の推進を図る。また、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴収等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、平成26年度に比して、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）の低減に取り組む。

（５）再建型における弁済の履行督励

民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等から、立替払の申出があった際に機構への弁済予定を確認し、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出を求め、提出がない場合には提出督励を行うとともに、計画に基づいた弁済がなされない場合には弁済督励を行う。

４　保有資産の見直し

ア　機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。

また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入については、医療の提供を確実にするため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。

イ　特許権については、特許権の維持費用、実施の見込みなどを考慮して、特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずるとともに、企業との共同開発による共有特許の推進等を通じて特許収入の増加を図る。

５　予算（人件費の見積もりを含む。）

別紙２のとおり。

６　収支計画

別紙３のとおり。

７　資金計画

別紙４のとおり。

第４　短期借入金の限度額

１　限度額

4,591百万円

２　想定される理由

運営費交付金の受入の遅延による資金不足等

第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画に掲げる不要財産の処分に当たり、機構法附則第７条の規定に基づく資産の中で未処分となっている資産については、評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、引き続き売却手続を進める。

また、それ以外の資産については、国庫納付の必要な手続を進める。

第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産の処分に当たり、未処分となっている資産については、評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、引き続き売却手続を進める。

また、中期計画第１　Ｉ　９（７）に基づく燕労災病院及び鹿島労災病院の譲渡が行われる場合については、適切な手続を進める。

第７　剰余金の使途

労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。

第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

１　人事に関する計画

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を図る。

２　施設・設備に関する計画

（１）労災病院に係る計画

富山労災病院、旭労災病院及び山陰労災病院の施設整備を進めるとともに、北海道中央労災病院、福島労災病院及び大阪労災病院について、施設整備計画の検討を行う。

（２）労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行う。

ア　施設名

釧路労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校及び安衛研

イ　予定額

総額3,549百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）

ウ　上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。

３　中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金

計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。

第９　その他業務運営に関する重要事項

１　人事に関する事項

（１）能動的な人事管理

質の高い業務運営を行うため、優秀な人材の確保に努める。

また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、職務の特性に応じた業績評価等を適切に反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。

（２）優秀な研究員の確保・育成

ア　研究ニーズの優先度が高い分野から新規研究員を採用する。研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。

また、任期の定めのない研究員の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用する。

イ　新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに、新たに採用した若手研究員及び外国人研究員に対して研究遂行上の助言を行うチューターを配置すること等により、若手研究員等の自立と資質向上を促進する。

ウ　次世代育成支援対策推進法（平成15年７月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画における、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。

エ　研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による科研費等の外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。さらに研究員の能力開発を図るため、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うよう、労働災害防止団体、業界団体、さらには、労災病院を含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施する。

（３）医療従事者の確保

質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成及び労災病院グループ内の連携について充実・強化を図るとともに、ＯＪＴ等により、その資質の向上に努める。

ア　優秀な医師の育成等

勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを実施する。

また、労災病院の医師の中から臨床研修指導医講習会世話人（講習会企画責任者が行う企画、運営、進行等に協力する医師）を選任し、勤労者医療に関する内容を盛り込んだプログラムによる機構独自の指導医講習会を開催するとともに、初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施し、優秀な医師の育成、確保に努める。

イ　臨床研修医及び専攻医の確保

若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のＰＲを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。

ウ　医師等の働きやすい環境の整備

本部においては、院内保育所の設置・利用状況等について定期的に調査を行うとともに、労災病院に対しては、個別の事情も踏まえつつ、新設等に向けた検討等を指導する。

エ　人材交流の推進等

人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、派遣交流制度の活用に努め、施設間の人事交流を推進する。

また、国病機構との人材交流の一環として、研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。

オ　専門看護師・認定看護師等の育成

看護師については、チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルが求められることから、専門看護師・認定看護師等の計画的な育成に努める。

カ　各職種の研修プログラムの検証

研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、グループワークを多く取り入れるなど、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85％以上の有益度を得る。

また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。

さらに、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者は受講後に伝達研修を行い、研修の実践と展開を図る。

キ　専門性を有する看護師の養成

労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため以下の取組みの充実を図る。

（ア）勤労者医療の役割・機能を理解するため、職業性疾病に関する理解、メンタルヘルスマネジメント、治療と就労の両立支援、災害看護等の講義を含むカリキュラムに基づき、勤労者医療を推進するために必要な知識や技術の習得のため、特色ある教育を行う。

（イ）勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。

また、勤労者の罹患率の高い疾病の治療と就労の両立支援等、勤労者医療に関する教育内容について見直しを行い、勤労者医療カリキュラムの更なる充実を図る。

ク　労災病院間における医師の派遣

医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、当該病院の診療機能

の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努める。

（４）産業医等の育成支援体制の充実

高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センター（部）を含む）において産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。

（５）障害者雇用の着実な実施

ア　障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回る。

イ　平成28年度に作成した障害者雇用に関するマニュアルについては、障害者雇用の実情に応じた必要な改訂を行うとともに、当該マニュアルに基づく研修の実施等より円滑な障害者雇用の促進、定着を図る。

２　労働安全衛生融資貸付債権の管理

労働安全衛生融資貸付債権について、平成28年度は目標額29百万円を上回る額を回収したところであるが、平成29年度は破産更生債権を除いた債権について弁済計画に基づいた年度回収目標額25百万円を回収する。

３　内部統制の充実・強化等

（１）内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化については、機構に課せられたミッションの遂行の適正を確保するため、次に掲げる事項に取り組むとともに、内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施する。

ア　業務の有効性及び効率性

中期目標の遂行において、業務の進捗状況を理事会に報告するとともに、内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価などに取り組む。

また、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組み、内部統制の充実・強化を図る。

なお、病院運営等については、業務の有効性及び効率性を向上させるため、機構本部と病院とで協議を行う。

イ　法令の遵守

今後、規程についての必要な見直しを検討し、内部統制の充実・強化等を図る。また、コンプライアンスを徹底させるため、具体的な事例に即した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えて継続的な研究を行うとともに、その成果を踏まえ各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。

ウ　資産の保全

機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。

エ　財務報告等の信頼性

財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行う。

（２）業績評価の実施

業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の業務運営に反映させるとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。

また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。

（３）事業実績の公表等

決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。

４　公正で適切な業務運営に向けた取組

諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進することにより、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。

特に、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な研修を実施する。

５　決算検査報告指摘事項への対応

ア　土地の処分

平成24年度決算検査報告において改善の処置を要求された７労災病院の有効に利用されていない土地の中で、処分することとした土地について、登記及び不動産鑑定評価を実施し、順次売却手続きを進める。

イ　少額随意契約による契約手続

平成27年度決算検査報告において不当事項とされた分割して随意契約とした契約手続については、契約の決裁時に少額随意契約に係る自己点検を行うとともに、内部監査におけるチェック体制を一層強化し再発防止に万全を期す。

また、各種会議や研修において、適正な経理処理等について周知･徹底する。

６　適切な情報セキュリティ対策の推進

個人情報保護について、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。

また、政府の方針に応じて、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時見直すとともに、所有する診療情報等の個人情報については、継続して、外部に流出することのないよう、保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する等、確固たる情報セキュリティ対策を推進する。

また、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、標的型メール攻撃対応訓練等を実施する。

なお、労災病院等においては、厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守した情報セキュリティ対策の着実な推進のために、システムの運用に係る指導を行うとともに、指導結果にて判明した問題点を把握・分析し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

さらに、国の監査に準じたマネジメント監査を実施する。

別紙１　基盤的研究　研究課題一覧

（安全分野）

1　クレーン用ワイヤロープの疲労特性に影響する諸因子の検討
2　高温腐食環境下における非石綿ガスケットの密封特性評価
3　ガス溶断器具の適正な使用と管理に関する研究
4　火炎抑止装置に適用する要素技術に関する研究
5　現場の地耐力調査と仮設的な補強方法の検討
6　地下水位変動に伴う切土斜面の崩壊危険に関する研究
7　掘削工事における土砂崩壊のリスク低減策に関する研究
8　建設作業者のハザード抽出スキルの分析
9　国内の医療施設における静電気による障害および災害の実態調査
10　次世代型の昇降・搬送用機械の安全防護の基礎検討
11　脚立上での作業行動と転落リスクの関係性評価
12　業種横断的視点からのリスクアセスメントに関する課題整理と今後の取り組みの提案
13　外国人労働者の労働災害防止に資する非言語標識・教材等に関する基礎的研究
14　建築用タワークレーンマストの繰り返し荷重に対する力学的特性に関する研究
15　安全帯を用いた工法に関する基礎的研究
16　爆発・火災災害事例の要因分析
17　金属粉じん爆発に関する粒子の表面性状と着火性の関係
18　誘導期を有する異常反応・蓄熱発火による爆発火災災害防止に関する調査研究
19　粉体充填・投入時における静電気現象の解明
20　エアパージ型回転セクタ式静電界センサの実用化
21　静電気放電による着火危険性評価のための発光分光特性調査
22　静電気リスクアセスメント手法の改良と普及

（衛生分野）

23　ストレスチェック制度におけるセルフケアおよび面接指導の利用に関する研究
24　ヒストン修飾変化を指標とした化学物質等の発がん性評価手法開発に関する基礎的研究
25　芳香族アミン類の生体影響と活性化経路の解明
26　交代勤務を視野に入れた明暗シフトによる精巣障害誘発機構の基盤的解析
27　低濃度の化学物質のニオイによる行動学的変化に及ぼす年齢の影響
28　心血管系負担を軽減するための休息の取り方に関する検討
29　低濃度重金属ばく露による女性労働者の妊娠への影響に関する研究
30　連続落下法による各種粉体のダスティネス試験
31　多様な発散抑制措置に関する工学的研究
32　作業環境測定用捕集剤の低濃度有機ガスでの利用に関する研究
33　金属ヒュームの粒径と化学状態に着目した定量分析手法の開発
34　カーボンナノチューブエアロゾルの凝集状態に関する研究
35　キャピラリー電気泳動及び液体クロマトグラフィー/質量分析法による作業環境測定のための芳香

族アミン分析法の開発

36　騒音中の低周波成分が不快感に及ぼす影響に関する研究

37　ウェアラブルセンサーを用いた暑熱ストレイン評価方法の実験的検討

38　3 軸振動測定に基づいた防振手袋の振動伝達特性の測定と実工具振動に対する振動軽減効果の予測への応用

39　救急搬送データと気象データを用いた熱中症の分析

40　建設業コホートを利用した労働者の健康障害に関する追跡調査研究

41　医療施設における針刺し事故の実態に関する調査

別紙２（第３の６関係）

年 度 計 画 予 算

平 成 ２ ９ 事 業 年 度

（労働者健康安全機構）　　（単位：百万円）

区別	研究・試験及び成果の普及事業	労働災害調査事業	労災病院事業	産業保健総合支援センター事業	治療就労両立支援センター事業	専門医療センター事業	未払賃金立替払事業
収入							
運営費交付金	3,773	76	－	1,692	999	531	116
施設整備費補助金	539	－	－	－	3	483	－
その他の国庫補助金	168	－	－	3,610	－	－	7,675
民間借入金	－	－	－	－	－	－	－
求償権回収金	－	－	－	－	－	－	2,164
貸付金利息	－	－	－	－	－	－	－
貸付金回収金	－	－	－	－	－	－	－
業務収入	55	－	291,073	0	50	7,893	－
受託収入	－	－	－	34	－	－	－
業務外収入	－	－	3,867	－	－	21	－
計	4,535	76	294,940	5,336	1,051	8,928	9,955
支出							
業務経費	3,716	76	283,804	4,081	443	7,906	9,884
本部業務関係経費	744	－	－	－	－	－	46
病院業務関係経費	－	－	283,804	－	－	－	－
施設業務関係経費	2,972	76	－	471	443	7,906	－
賃金援護業務関係経費	－	－	－	－	－	－	9,838
産業保健業務関係経費	－	－	－	3,610	－	－	－
施設整備費	539	－	－	－	3	483	－
受託経費	－	－	－	34	－	－	－
借入金償還	－	－	－	－	－	－	－
支払利息	－	－	－	－	－	－	－
一般管理費	280	－	13,525	1,221	605	539	70
計	4,535	76	297,329	5,336	1,051	8,928	9,955

区別	納骨堂の運営事業	看護専門学校事業	労働安全衛生融資回収事業	その他の事業	法人共通	計
収入						
運営費交付金	56	848	12	41	1,582	9,726
施設整備費補助金	－	2,931	－	－	－	3,956
その他の国庫補助金	－	－	99	－	－	11,552
民間借入金	－	－	333	－	－	333
求償権回収金	－	－	－	－	－	2,164
貸付金利息	－	－	1	0	－	1
貸付金回収金	－	－	40	2	－	42
業務収入	10	586	－	－	－	299,666
受託収入	－	－	－	－	－	34
業務外収入	－	－	0	1	22	3,912
計	66	4,365	485	44	1,604	331,385
支出						
業務経費	－	514	3	29	－	310,457
本部業務関係経費	－	－	3	－	－	793
病院業務関係経費	－	－	－	－	－	283,804
施設業務関係経費	－	514	－	29	－	12,411
賃金援護業務関係経費	－	－	－	－	－	9,838
産業保健業務関係経費	－	－	－	－	－	3,610
施設整備費	－	2,931	－	－	－	3,956
受託経費	－	－	－	－	－	34
借入金償還	－	－	472	－	－	472
支払利息	－	－	1	－	－	1
一般管理費	66	920	8	15	1,604	18,854
計	66	4,365	485	44	1,604	333,774

（注釈）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙３（第３の７関係）

収　支　計　画

平　成　２　９　事　業　年　度

（労働者健康安全機構　社会復帰促進等事業勘定）　（単位：百万円）

区別	研究・試験及び成果の普及事業	労働災害調査事業	労災病院事業	産業保健総合支援センター事業	治療就労両立支援センター事業	専門医療センター事業	未払賃金立替払事業
費用の部	4,250	76	294,406	5,337	1,072	8,260	7,987
経常費用	4,250	76	293,373	5,337	1,072	8,260	7,987
医療研究事業費	3,760	75	293,279	5,017	1,034	8,260	－
給与及び賞与等	1,383	42	132,018	1,352	584	4,064	－
材料費	－	－	76,301	－	－	2,100	－
経費等	2,147	34	68,222	3,663	448	2,028	－
減価償却費	230	－	16,738	1	3	67	－
未払賃金立替払業務費用	－	－	－	－	－	－	7,871
一般管理費	490	1	－	287	38	－	116
給与及び賞与等	82	－	－	102	38	－	98
経費等	363	1	－	185	－	－	18
減価償却費	46	－	－	－	0	－	0
財務費用	－	－	94	－	－	－	－
その他の支出	－	－	－	34	－	－	－
臨時損失	－	－	1,034	－	－	－	－
収益の部	4,250	76	295,106	5,337	1,072	8,459	7,987
経常収益	4,250	76	295,106	5,337	1,072	8,459	7,987
医療事業収入	－	－	291,208	－	75	7,871	－
運営費交付金収益	3,978	76	－	1,693	997	536	116
施設費収益	46	－	－	－	－	3	－
補助金等収益	－	－	842	3,610	－	－	7,871
寄付金収益	－	－	11	－	－	－	－
財務収益	－	－	125	0	0	0	－
資産見返物品受贈額戻入	4	－	－	－	－	－	－
その他の収入	222	－	2,921	34	0	50	－
臨時利益	－	－	－	－	－	－	－
純利益	－	－	700	－	－	200	－
目的積立金取崩額	－	－	－	－	－	－	－
総利益	－	－	700	－	－	200	－

区別	納骨堂の運営事業	看護専門学校事業	労働安全衛生融資回収事業	その他事業	法人共通	計
費用の部	66	1,590	68	44	1,596	324,753
経常費用	66	1,590	68	44	1,596	323,719
医療研究事業費	36	1,542	－	－	－	313,003
給与及び賞与等	－	1,008	－	－	－	140,451
材料費	－	－	－	－	－	78,401
経費等	36	508	－	－	－	77,086
減価償却費	－	26	－	－	－	17,065
未払賃金立替払業務費用	－	－	－	－	－	7,871
一般管理費	30	48	67	44	1,596	2,717
給与及び賞与等	8	48	6	10	737	1,129
経費等	22	－	60	34	846	1,530
減価償却費	－	－	－	－	12	58
財務費用	－	－	1	－	－	95
その他の支出	－	－	－	－	－	34
臨時損失	－	－	－	－	－	1,034
収益の部	66	1,590	68	44	1,589	325,646
経常収益	66	1,590	68	44	1,589	325,646
医療事業収入	－	－	－	－	－	299,154
運営費交付金収益	56	856	12	41	1,568	9,929
施設費収益	－	149	－	－	－	198
補助金等収益	－	－	0	1	－	12,324
財源措置予定額収益	－	－	55	－	－	55
寄付金収益	－	－	－	－	－	11
資産見返物品受贈額戻入	－	－	－	－	－	4
財務収益	－	0	1	0	0	126
その他の収入	10	586	0	2	22	3,846
臨時利益	－	－	－	－	－	－
純利益	－	－	－	－	△6	894
目的積立金取崩額	－	－	－	－	6	6
総利益	－	－	－	－	－	900

（注釈）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙３（第３の７関係）

収　支　計　画

平　成　２　９　事　業　年　度

（労働者健康安全機構　一般勘定）　（単位：百万円）

区　　別	金　　額
費用の部	１２
経常費用	１２
医療事業費	１２
給与及び賞与等	－
材料費	－
経費等	－
減価償却費	１２
未払賃金立替払業務費用	－
一般管理費	－
給与及び賞与等	－
経費	－
減価償却費	－
財務費用	－
臨時損失	－
収益の部	１２
経常収益	１２
医療事業収入	－
運営費交付金収益	5
施設費収益	－
補助金等収益	－
寄付金収益	－
資産見返物品受贈額戻入	7
財務収益	－
その他の収入	－
臨時収益	
	－
純利益	－
目的積立金取崩額	－
総利益	

（注釈）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙４（第３の８関係）

資　金　計　画

平　成　２　９　事　業　年　度

（労働者健康安全機構　社会復帰促進等事業勘定）　　（単位：百万円）

区別	研究・試験及び成果の普及事業	労働災害調査事業	労災病院事業	産業保健総合支援センター事業	治療就労両立支援センター事業	専門医療センター事業	未払賃金立替払事業
資金支出	4,535	76	408,219	5,573	1,068	8,940	9,955
業務活動による支出	3,996	76	284,581	5,333	1,055	7,674	9,955
投資活動による支出	539	－	40,693	－	3	483	－
有形固定資産の取得による支出	539	－	9,693	－	3	483	－
その他の支出	－	－	31,000	－	－	－	－
財務活動による支出	－	－	5,203	－	－	－	－
長期借入金の返済による支出	－	－	－	－	－	－	－
その他の支出	－	－	5,203	－	－	－	－
次年度への繰越金	－	－	77,742	240	11	783	－
資金収入	4,535	76	408,219	5,573	1,068	8,940	9,955
業務活動による収入	3,996	76	297,156	5,336	1,048	7,696	9,955
業務収入	－	－	292,008	－	50	7,096	2,164
運営費交付金による収入	3,773	76	－	1,692	999	531	116
国庫補助金による収入	168	－	－	3,610	－	－	7,675
未収財源措置予定額収入	－	－	－	－	－	－	－
その他の国庫補助金収入	168	－	－	3,610	－	－	7,675
その他の収入	55	－	5,148	34	0	69	－
投資活動による収入	539	－	30,999	－	3	483	－
施設整備費補助金による収入	539	－	－	－	3	483	－
その他の収入	－	－	30,999	－	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－	－	－	－	－
長期借入れによる収入	－	－	－	－	－	－	－
前年度よりの繰越金	－	－	80,064	237	17	761	－

区別	納骨堂の運営事業	看護専門学校事業	労働安全衛生融資回収事業	その他事業	法人共通	計
資金支出	66	4,633	575	44	1,618	445,302
業務活動による支出	66	1,566	5	44	1,607	315,957
投資活動による支出	－	2,931	－	－	－	44,649
有形固定資産の取得による支出	－	2,931	－	－	－	13,649
その他の支出	－	－	－	－	－	31,000
財務活動による支出	－	－	472	－	0	5,676
長期借入金の返済による支出	－	－	472	－	－	472
その他の支出	－	－	－	－	0	5,204
次年度への繰越金	－	136	98	－	10	79,020
資金収入	66	4,633	575	44	1,618	445,302
業務活動による収入	66	1,434	152	44	1,604	328,562
業務収入	－	－	－	－	－	301,318
運営費交付金による収入	56	848	12	41	1,582	9,726
国庫補助金による収入	－	－	99	－	－	11,552
未収財源措置予定額収入	－	－	99	－	－	99
その他の国庫補助金収入	－	－	0	－	－	11,453
その他の収入	10	586	41	3	22	5,966
投資活動による収入	－	2,931	－	－	－	34,955
施設整備費補助金による収入	－	2,931	－	－	－	3,956
その他の収入	－	－	－	－	－	30,999
財務活動による収入	－	－	333	－	－	333
長期借入れによる収入	－	－	333	－	－	333
前年度よりの繰越金	－	268	90	－	14	81,451

（注釈）未収財源措置予定額収入については、職場環境改善等資金貸付金の貸倒償却に充てるため、未収財源措置予定額のうち、本中期目標期間に労働安全衛生融資資金利子補給等補助金をもって償却に必要な額を財源措置される計画の収入である。

なお、本中期目標期間に措置されなかったものについては、償却時期に応じ本中期目標期間以降に必要な額を財源措置されるものである。

（注釈）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。